

1. 市役所で行う主な手続き一覧表

○市役所(☎042-558-1111)での主な手続きのご案内です。

○詳細は、担当窓口にお問い合わせください。

項目	手続きが必要な場合	手続き	必要なもの	担当窓口
住民登録	住民票上、故人が世帯主で、同じ世帯に15歳以上の世帯員が2人以上残っている	世帯主変更届	手続きする方の本人確認書類	市民課 市民窓口係 (1階③番窓口) 内線2413 ※五日市出張所でも手続きは可能
	印鑑登録証・住民基本台帳カードを持っていた	印鑑登録証・住民基本台帳カードの返却	印鑑登録証 住民基本台帳カード	
	個人番号(マイナンバー)カード(通知カード)を持っていた	個人番号(マイナンバー)カード(通知カード)の返却 相続等の手続きで、個人番号が必要になる場合があります。	個人番号(マイナンバー)カード(通知カード)	
年金	国民年金に加入していた	・死亡一時金の請求 ・遺族基礎年金の請求 ・寡婦年金の請求 ※支給要件を満たす場合、請求できますので、確認してください。	手続きにより異なりますので、年金手帳や年金証書をご用意の上、お問い合わせください。	保険年金課 年金係 (1階⑤番窓口) 内線2425
	年金を受給していた	・未支給年金の請求 ※請求先は、年金事務所の場合があります。		
健康保険	国民健康保険に加入していた	国民健康保険被保険者証(保険証)等の返却	被保険者証(世帯主が死亡の場合、世帯員全員の被保険者証)等	保険年金課 国民健康保険係 (1階⑥番窓口) 内線2421 ※五日市出張所でも手続きは可能
		葬祭費の請求	葬祭執行者の印鑑、葬祭執行者の口座番号がわかるもの、葬祭執行を証明する書類(会葬礼状や葬儀の領収書)	
	後期高齢者医療被保険者証を持っていた	後期高齢者医療被保険者証(保険証)等の返却	被保険者証等	保険年金課 後期高齢者医療係 (1階⑧番窓口) 内線2428 ※五日市出張所でも手続きは可能
		葬祭費の請求	施主及び相続人代表者名義の預金通帳、相続人代表者の印鑑、葬祭執行を証明する書類(会葬礼状や葬儀の領収書)	

項目	手続きが必要な場合	手続き	必要なもの	担当窓口
介護保険	介護保険被保険者証を持っていた	介護保険被保険者証（保険証）の返却	被保険者証	高齢者支援課 介護保険係 （1階⑨番窓口） 内線2633 ※五日市出張所でも手続きは可能
障がい者	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等を持っていた	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等の返却	手帳	障がい者支援課 障がい者相談係 （1階⑩番窓口） 内線2617 ※五日市出張所でも手続きは可能
	マル障受給者証を持っていた	マル障受給者証の返却	マル障受給者証	
	自立支援医療（精神通院・更生・育成）受給者証を持っていた	自立支援医療（精神通院・更生・育成）受給者証の返却	受給者証	
	特定医療費（指定難病）受給者証、マル都医療券を持っていた	受給者証・医療券の返却	受給者証・医療券	
市税	住民税を納付していた	故人の住民税を相続人代表の方にお支払いいただく場合があります。	お問い合わせください。	徴税課徴税係 （2階北側） 内線2442
	バイク（排気量125cc以下）を所有していた	相続人の方により名義変更または廃車 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。	お問い合わせください。	市民課 市民窓口係 （1階③番窓口） 内線2413 ※五日市出張所でも手続きは可能
	固定資産税を納付していた	相続人代表者指定届の提出	故人が市内に土地や家屋を所有しているとき「相続人代表者指定届」を提出していただく場合があります。 お問い合わせください。	課税課 土地資産税係 （2階北側） 内線2435
子ども	・18歳以下（18歳になり最初の3月31日を迎えるまで）の子がいる ・20歳未満で障がいのある子がいる	・児童手当の受給者変更申請（未支払の手当の請求） ・児童扶養手当の申請 ・児童育成手当の申請 ・ひとり親家庭等医療費助成の申請 ※亡くなられた日の翌日から15日以内に手続きが必要な場合がありますので、早急に確認してください。	お問い合わせください。	子ども政策課 子ども政策係 （2階北側） 内線2641

項目	手続きが必要な場合	手続き	必要なもの	担当窓口
その他	市営住宅に住んでいた	入居者の名義・世帯員変更、住宅返還等	お問い合わせください。	都市計画課 住宅係 (3階北側) 内線2715
	農地を所有していた	農地を相続等により取得した場合、その旨の届出	お問い合わせください。	農林課農政係 (3階南側) 内線2521
	犬を飼っていた	犬の所有者変更届	——	健康課 予防推進係 (4階北側) 内線2668
	市発行のスポーツカードを持っていた	特になし(返還不要)	——	スポーツ推進課 スポーツ推進係 (2階南側) 内線3017
	幼稚園・保育園に在園中の園児の保護者だった	保護者の変更届	お問い合わせください。	保育課保育係 (2階北側) 内線2654
	小学校・中学校に在籍中の児童・生徒の保護者だった	保護者の変更届	お問い合わせください。	教育総務課 学務係 (2階南側) 内線2912

※ 市税や保育料などを口座振込されていた方(口座名義人)が亡くなると、口座からの引き落としができなくなります。引き続き、口座振替を希望される場合は、金融機関で手続きが必要となります。

2. 相続などの手続きに関する専門家による無料相談(予約制)

下記の相談窓口を開設していますので、お気軽にご利用ください。

相談の実施日時等詳細につきましては、市報あきる野(毎月15日号)、ホームページでご確認ください。相談を希望される方(原則、市民対象)は、市民課市民相談窓口係(内線2417)へ申し込みください。

相談(相談員)	相談内容	相談日時	相談時間・受付人数
法律相談 (弁護士)	・法律で定められた相続について知りたい。 ・相続放棄の手続きなど	第2・第4火曜日及び 第1木曜日 午後1時30分～	25分/人 7人/日
相続・遺言などの暮らしの手続相談 (行政書士)	・相続手続きの流れを知りたい。 ・書類作成の方法など	第1金曜日 午後1時30分～	30分/人 6人/日
税務相談 (税理士)	・相続税の金額を知りたい。 ・税務署への申告方法など	第2月曜日 午後1時30分～	30分/人 6人/日
登記相談 (司法書士) (土地家屋調査士)	・不動産の所有権移転登記について知りたい。 ・登記手続きなど	第3金曜日 午後1時30分～	45分/人 4人/日

3. その他市役所以外で行う主な手続き(相続等)

項目	手続きが必要な場合	主な手続き等
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	保険会社・契約内容等によって必要書類は異なりますので、加入していた生命保険会社又は代理店にお問い合わせください。
損害保険等	名義変更・解約等	保険会社・契約内容等によって必要書類は異なりますので、加入していた損害保険会社又は代理店にお問い合わせください。
預金口座等	口座凍結解除の手続き	金融機関・取引状況等によって必要書類は異なりますので、各金融機関等へお問い合わせください。
普通自動車	自動車税に関すること及び 名義変更等に関すること	税金(自動車税)については、お問い合わせください。 八王子自動車税事務所 042-691-6351
		名義変更等については、お問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 関東運輸局 東京運輸支局 八王子自動車検査登録事務所 050-5540-2034
軽自動車	軽自動車の名義変更等 に関すること	二輪車・・・関東運輸局 東京運輸支局 八王子自動車検査登録事務所 050-5540-2034 四輪車・・・軽自動車検査協会 東京主管事務所八王子支所 050-3816-3103
不動産登記 関係	土地・家屋等の移転登記	事前にお問い合わせください。 東京法務局 西多摩支局 042-551-0360 登記に関する一般的なご案内、窓口での登記手続案内の予約 (登記案内室: 03-5318-0261)
固定電話及び 携帯電話	名義変更・解約等	各契約会社にお問い合わせください。
下水道	名義変更・閉栓	お問い合わせください。 東京都水道局 あきる野サービスステーション 042-548-5110
ガス等	名義変更・解約等	各契約会社にお問い合わせください。

※死亡に伴う手続きは、故人の年齢や生活状況等により様々なものがあります。まずは故人が関わっていた事項を整理していただくことが必要です。上記以外について、故人の名義に関するものについては、取引先や契約先に確認してください。